

下 請 通 知 書

年 月 日

さぬき市長

殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

次の工事について、次のとおり下請契約を締結したので、さぬき市工事請負契約約款第7条の規定に基づき、通知します。

1 工事名等

工 事 名	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	

2 下請負契約の内容

下請負人の 商号又は名称	住 所	代表者氏名	下請負代金 の額 (円)	下請負契約に係る工事内容 (種別、数量)	工 期	主任技術者名
合 計						

- 下請負契約を行う場合は、下記事項に留意すること。
 - 下請負代金の額が5百万円以上（建築の場合は1500万円以上の工事又は延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事）の工事にあつては、建設業法第26条の2の規定により、当該建設工事に係る建設業の許可を受けている者であること
 - さぬき市建設工事指名停止等措置要領に基づく指名停止中の者は、市工事の下請負人にはなれないこと。
 - 建設業法第22条の規定により、一括下請負は禁止されていること。
 - 元請工事における下請代金額の合計が3千万円以上（建築の場合は4千5百万円以上）の場合は、特定建設業の許可を取得していること。
 - 下請工事であっても、請負金額が2千5百万円以上（建築の場合は5千万円以上）の場合は、その工事の主任技術者は専任でなければならないこと。
- 工事1件の請負金額が百万円を超える工事を下請負施工した場合は、必ず提出することとし、二次以降の下請負契約がある場合には、元請負者に通知のあつた写しも提出すること。ただし、下請負施工が予定されているが、内容が未定の場合には2の「下請負契約の工事内容」欄に、「未定」とし、予定種別を記載して提出すること。また、下請負施工しない場合にあつては、「該当なし」と記載して提出することとする。
- 工事内容欄については、種別名、数量を記載する。なお、下請負工事の内容を明確にするため、種別、数量を明示した図面を添付すること。ただし、添付図面については、小額工事等で契約担当者が不要と認めた場合は提出しなくてよい。
- 下請負契約の工事内容を変更した場合は、別に定める変更通知書を提出すること。
- 建設業法第19条に基づく下請負契約書（二次以降も含む）を添付すること。
- 記載する枠は、所要の工事内容が記載できるよう適宜拡大して使用することとし、2ページとなつてもよい。